



令和6年4月1日より保険証が新しくなります ～新しい保険証は事業所宛に郵送いたします～



皆様が現在お持ちの被保険者証（以下「保険証」）は、令和6年3月31日が有効期限となっております。新しい保険証は、3月19日付で各事業所宛に、簡易書留にてご郵送させていただきます。詳細については下記の事項をご確認ください。

地区医師会・大学医師会でのお受け取りはできませんのでご注意ください。

なお、70～74歳の方がお持ちの「国民健康保険高齢受給者証」につきましては、まだ更新時期ではございませんので、そのままお持ちください。

○送付日 … 令和6年3月19日

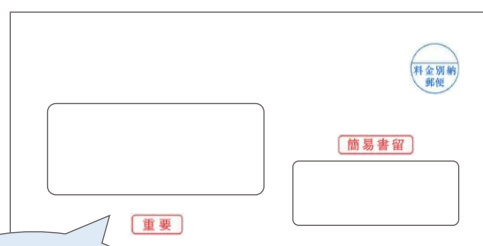
○送付先 … 事業所宛
(大学医師会所属の先生については、
医局またはご自宅へ郵送します)

○送付方法 … 簡易書留による郵送
事業主と従業員の各世帯ごとに、
個別の封筒で郵送します。

○注意事項

- ◆ 事業主と従業員の各世帯ごとに個別の封筒で郵送するため、同じ事業所の方でも、郵便事情等により、保険証の到着日時にばらつきが出る可能性がございます。
- ◆ 1通の封筒に封入できる保険証の枚数が4名分までとなりますので、5名以上の世帯の方につきましては、封筒が2通に分かれます。
- ◆ 新しい保険証は、令和6年3月7日（締め日）のデータで作成されるため、それ以降に住所の変更をされた方や、資格喪失された方の保険証が行き違いとなって送られてしまう場合があります。恐れ入りますがその場合は、不要な保険証は組合事務所までご返却をお願いいたします。
住所変更や資格喪失のお届出は、速やかにお願いいたします。

白色の封筒で
お送りします



■ 保険証の有効期限について

今回郵送する保険証の有効期限は、改正マイナンバー法が令和6年12月2日に施行され、その日から1年間の経過措置が設けられているため、令和7年12月1日となります。

■ 有効期限が切れた保険証はご自身で破棄してください

有効期限が切れた古い保険証（うぐいす色）については、返却の必要はありません。有効期限を迎えたら、裁断等、使用できない状態にしたうえで各自破棄していただきますようお願いいたします。

なお、資格喪失される等の理由で、有効期限を迎える前に不要になった保険証および高齢受給者証は、今までの通り届出書類と併せて組合事務局までご返却をお願いいたします。